

27 日 獣 発 第 8 8 号

平成 27 年 7 月 1 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

**「平成 24 年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」  
の一部改正について**

このことについて、平成 27 年 6 月 15 日付け 27 生産第 892 号をもって、農林水産省生産局農産部穀物課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、「平成 24 年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」（平成 24 年 9 月 7 日付け 24 生産第 1618 号農林水産省生産局農産部穀物課長通知。平成 26 年 5 月 30 日一部改正）を、別添新旧対照表のとおり一部改正した旨、連絡されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27生産第892号

平成27年6月15日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省生産局農産部穀物課長

「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」の一部  
改正について

「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」（平成24年9月  
7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知。平成26年5月30日一  
部改正）を別添新旧対照表のとおり一部改正したので通知します。



○平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて（平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基本的な考え方 平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料及び土壤改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、<u>麦わらを肥料及び土壤改良資材として利用</u>する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。 (略)</p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">関係通知一覧</p> <p>1 稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料及び土壤改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知 (略)</p> <p>2 <u>米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用</u>する場合の取扱いに関する通知</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p style="text-align: center;"><u>稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料及び土壤改良資材として利用する場合の取扱い</u>（概要）</p> <p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料や土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が肥料及び土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。</p>	<p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基本的な考え方 平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、<u>麦わらを土壤改良資材として利用</u>する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。 (略)</p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">関係通知一覧</p> <p>1 稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知 (略)</p> <p>2 米ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の取扱いに関する通知</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p style="text-align: center;"><u>稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱い</u>（概要）</p> <p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。</p>

副産物	対象地域				利用の判断に用いるデータ
	平成24年の稲及び麦の由来	平成25年の稲及び麦の由来	平成26年の稲及び麦の由来	平成27年の稲及び麦の由来	
稲わら	飼料用稲わらの調査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、川崎県、長野県、静岡県)	飼料用稲わらの調査対象県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	飼料用稲わらの調査対象県 (宮城県、福島県、栃木県)	飼料用稲わらの調査対象県 (「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成23年4月4日付け原子力災害対策本部決定)に基づき玄米の放射性物質検査を行う区域を含む)	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換算)

副産物	対象地域			利用の判断に用いるデータ
	平成24年の稲及び麦の由来	平成25年の稲及び麦の由来	平成26年の稲及び麦の由来	
稲わら	飼料用稲わらの調査対象17都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県)	飼料用稲わらの調査対象6県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	飼料用稲わらの調査対象3県 (宮城県、福島県、栃木県)	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換算)

<p>麦わら</p>	<p>夏作飼料作物等の調査対象県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県)</p>	<p>夏作飼料作物等の調査対象県 (岩手県、福島県)</p>	<p>夏作飼料作物等の調査対象県 (福島県)</p>	<p>夏作飼料作物等の調査対象県 (前年の飼料作物のモニタリング調査において、暫定許容値の1/2を上回る放射性セシウムが確認された地域を有する県)</p>	<p>飼料用麦わらの放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換算)</p>	<p>麦わら</p>	<p>夏作飼料作物等の調査対象8県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県)</p>	<p>夏作飼料作物等の調査対象2県 (岩手県、福島県)</p>	<p>夏作飼料作物等の調査対象1県 (福島県)</p>	<p>飼料用麦わらの放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換算)</p>
<p>もみがら</p>	<p>玄米の検査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、</p>	<p>玄米の検査対象県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)</p>	<p>玄米の検査対象県 (宮城県、福島県、栃木県)</p>	<p>玄米の検査対象県 (「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」 (平成23年4</p>	<p>① もみがらの放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② もみがらの放射性セシウム濃度実測値</p>	<p>もみがら</p>	<p>玄米の検査対象17都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都)</p>	<p>玄米の検査対象5県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県。以下同じ)</p>	<p>玄米の検査対象3県 (宮城県、福島県、栃木県。以下同じ)</p>	<p>① もみがらの放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② もみがらの放射性セシウム濃度実測値</p>



長野  
県、静  
岡県)

う区域  
を含む  
県)

別紙3

米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのご菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米以降の精米に用いた原料玄米に係る情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」をそれぞれの年産に応じた玄米の検査対象県数に読み替えるものとする。

副産物	対象地域				利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	平成26年産の稲及び麦に由来するもの	平成27年産以降の稲及び麦に由来するもの	
米ぬか	玄米の	玄米の	玄米の	玄米の	① 米ぬかの放射性セシ

別紙3

米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのご菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米及び26年産米の情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」をそれぞれ、「5県」及び「3県」に読み替えるものとする。

副産物	対象地域			利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	平成26年産の稲及び麦に由来するもの	
米ぬか	玄米の検	玄米の検	玄米の検	① 米ぬかの放射性セシ

	検査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	検査対象都県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	検査対象都県 (宮城県、福島県、栃木県)	検査対象都県 (「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考 え方」(平成23年4月4日付け原子力災害対策本部決定)に基づき玄米の放射性物質検査を行う区域を含む都県)	ウム濃度推計値 (精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8) 又は ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値	検査対象17都県	検査対象5県	検査対象3県	ウム濃度推計値 (精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8) 又は ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値
脱脂ぬか	玄米の検査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県)	玄米の検査対象都県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	玄米の検査対象都県 (宮城県、福島県、栃木県)	玄米の検査対象都県 (「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	玄米の検査対象3県	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値

<p>新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県</p>	<p>「え方」(平成23年4月4日付け原子力災害対策本部決定)に基づき、玄米の放射性物質検査を行う区域を含む(県)</p>	<p>ふすま、麦ぬか</p>	<p>玄麦の検査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都)</p>	<p>対象県なし</p>	<p>対象県なし</p>	<p>① ふすま、麦ぬかの放射線セシウム濃度推計値 (製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② ふすま、麦ぬかの放射線セシウム濃度実測値</p>	<p>ふすま、麦ぬか</p>	<p>玄麦の検査対象17都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)</p>	<p>玄麦の検査対象9都県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都)</p>	<p>対象県なし</p>	<p>① ふすま、麦ぬかの放射線セシウム濃度推計値 (製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② ふすま、麦ぬかの放射線セシウム濃度実測値</p>
---	---	----------------	--	--------------	--------------	---	----------------	---	---	--------------	---



制 定 平成24年9月7日付け24生産第1618号  
一部改正 平成25年5月29日付け25生産第742号  
平成26年5月30日付け26生産第712号  
平成27年6月15日付け27生産第892号

関係団体の長 殿

農林水産省生産局農産部穀物課長

### 平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物（稲わら、麦わら、もみがら、もみがらくん炭、米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかをいう。以下同じ。）の取扱いについては、「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」（平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知）に基づく管理・指導をお願いしてきたところです。

引き続き、稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料及び土壌改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、下記のとおりとしますので、稲及び麦に由来する副産物の円滑な流通・利用を図る観点から、貴団体の関係者に対し、適切な取扱いについて指導をお願いします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料及び土壌改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、麦わらを肥料及び土壌改良資材として利用する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。

具体的な取扱いは、別紙1に掲げる通知に基づく平成23年産の取扱いに準じることとし、その概要は別紙2及び別紙3のとおりである。

ただし、加工係数を活用して副産物中の放射性セシウム濃度を推計する場合は、2により対応する。

#### 2 推計に用いる玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度の取扱い

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物中の放射性セシウム濃度について、加工係数を活用して推計する場合、玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度は、関係都県が公表した検査結果を用いる。

なお、当該検査結果が

- (1) 検出限界値（スクリーニング法の場合は測定下限値。以下同じ。）未満の場合には、検出限界値
- (2) 検出限界値以上、定量下限値未満の場合には、当該検査結果

を用いることとする。

平成23年産米に由来する米ぬかについては、定量下限値未満の玄米の濃度は「定量下限値の1/2」として推計に用いることとしているが、平成24年産以降の米に由来する米ぬかについては、(1)及び(2)のとおりとする。

関係通知一覧

1 稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料及び土壌改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知

- ・ 「平成23年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて」  
(平成23年9月30日付け23生産第4680号、23消安第3505号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局農産安全管理課長連名通知)
- ・ 「平成23年産稲から生じるもみがらのくん炭の取扱いについて」  
(平成24年1月27日付け23生産第5577号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長連名通知)

2 米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の取扱いに関する通知

- ・ 「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」  
(平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)
- ・ 「平成23年産麦に由来するふすま及び麦ぬかの取扱いについて」  
(平成23年9月13日付け23消安第3224号、23生産第4499号、23水推第545号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局農産部穀物課長、生産局農産部貿易業務課長、生産局畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)

稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を  
肥料及び土壌改良資材として利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料や土壌改良資材として利用する場合には、次表の値が肥料及び土壌改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。

副産物	対象地域				利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	平成26年産の稲及び麦に由来するもの	平成27年産以降の稲及び麦に由来するもの	
稲わら	飼料用稲わらの調査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	飼料用稲わらの調査対象県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	飼料用稲わらの調査対象県 (宮城県、福島県、栃木県)	飼料用稲わらの調査対象県 (「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」 (平成23年4月4日付け原子力災害対策本部決定)に基づき玄米の放射性物質検査を行う区域を含む県)	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換算)
麦わら	夏作飼料作物等の調査対象	夏作飼料作物等の調査対象	夏作飼料作物等の調査対象	夏作飼料作物等の調査対象	飼料用麦わらの放射性セシウム濃度

	県 (岩手県、 宮城県、 福島県、 茨城県、 栃木県、 群馬県、 千葉県、 埼玉県)	県 (岩手県、 福島県)	県 (福島県)	県 (前年産 の飼料作 物のモニ タリング 調査にお いて、暫 定許容値 の1/2を 上回る放 射性セシ ウムが確 認された 地域を有 する県)	(水分含有量を製 品重量ベースに換 算)
もみがら	玄米の検 査対象都 県 (青森県、 秋田県、 岩手県、 山形県、 宮城県、 福島県、 新潟県、 茨城県、 栃木県、 群馬県、 千葉県、 埼玉県、 東京都、 神奈川県、 山梨県、 長野県、 静岡県)	玄米の検 査対象県 (宮城県、 福島県、 茨城県、 栃木県、 群馬県)	玄米の検 査対象県 (宮城県、 福島県、 栃木県)	玄米の検 査対象県 (「検査 計画、出 荷制限等 の品目・ 区域の設 定・解除 の考え方」 (平成23 年4月4日 付け原子 力災害対 策本部決 定)に基 づき玄米 の放射性 物質検査 を行う区 域を含む 県)	① もみがらの放射 性セシウム濃度 推計値(玄米の 放射性セシウム 濃度×加工係数 3) 又は ② もみがらの放射 性セシウム濃度 実測値
もみがら くん炭	玄米の検 査対象都 県 (青森県、 秋田県、	玄米の検 査対象県 (宮城県、 福島県、 茨城県、	玄米の検 査対象県 (宮城県、 福島県、 栃木県)	玄米の検 査対象県 (「検査 計画、出 荷制限等	① もみがらくん炭 の放射性セシウ ム濃度推計値(玄 米の放射性セシ ウム濃度×加工

<p>岩手県、 山形県、 宮城県、 福島県、 新潟県、 茨城県、 栃木県、 群馬県、 千葉県、 埼玉県、 東京都、 神奈川県、 山梨県、 長野県、 静岡県)</p>	<p>栃木県、 群馬県)</p>		<p>の品目、 区域の設 定・解除 の考え方」 (平成23 年4月4日 付け原子 力災害対 策本部決 定)に基 づき玄米 の放射性 物質検査 を行う区 域を含む 県)</p>	<p>係数10) 又は ② もみがらくん炭 の放射性セシウ ム濃度実測値</p>
--	----------------------	--	---	--

## 米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合 の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのご菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米以降の精米に用いた原料玄米に係る情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」をそれぞれの年産に応じた玄米の検査対象県数に読み替えるものとする。

副産物	対象地域				利用の判断に用いているデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	平成26年産の稲及び麦に由来するもの	平成27年産以降の稲及び麦に由来するもの	
米ぬか	玄米の検査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、)	玄米の検査対象県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	玄米の検査対象県 (宮城県、福島県、栃木県)	玄米の検査対象県 (「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」 (平成23年4月4日付け原子力災害対策本部決	① 米ぬかの放射性セシウム濃度推計値 (精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8) 又は ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値

	埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)			定) に基づき玄米の放射性物質検査を行う区域を含む県)	
脱脂ぬか	玄米の検査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	玄米の検査対象県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	玄米の検査対象県 (宮城県、福島県、栃木県)	玄米の検査対象県 (「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成23年4月4日付け原子力災害対策本部決定) に基づき玄米の放射性物質検査を行う区域を含む県)	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値
ふすま、 麦ぬか	玄麦の検査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県)	玄麦の検査対象都県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都)	対象県なし	対象県なし	① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値 (製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度実測値

	東京都、 神奈川県、 山梨県、 長野県、 静岡県)				
--	---------------------------------------	--	--	--	--